

役員等報酬規程

社会福祉法人広行福社会

社会福祉法人広行福祉会役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人広行福祉会(以下「この法人」という。)の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事のことをいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは職務執行の対価として受け取る金銭をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の総額)

第 4 条 役員等の報酬の総額は次のとおりとし、総額の範囲内で支給する。

- (1)理事……………年間 20,000円
- (2)監事……………年間 24,000円
- (3)評議員……………無報酬(定款第 8 条)

(報酬の算定)

第 5 条 役員等の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 役員等の報酬は、理事会や監査など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経たのち評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成 29 年 5 月 29 日に制定し、平成 29 年 4 月 1 日に遡り施行する。

別表 1

	日 額
理事会等会議への出席	4,000 円
上記の他、法人業務のための出席	4,000 円